

生活保護法指定介護機関のみなさまへ

生活保護法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨及び介護サービスに関する取扱いについて、別紙「指定介護機関介護担当規程」を御確認のうえ、適正にサービスを実施してください。

なお、保護の実施機関（市町福祉事務所）の連絡先は（参考）のとおりです。不明な点があればお問い合わせください。

令和7年3月

広島県 健康福祉局社会援護課

呉市 福祉保健部生活支援課

○ 指定介護機関介護担当規程

〔平成12年3月31日〕
厚生省告示第191号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

指定介護機関介護担当規程

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者(以下「要介護者」という。)の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(参考)

広島県内 福祉事務所等一覧表

1 市福祉事務所

実施機関	郵便番号	所 在 地	電話番号
竹 原 市	725-8666	竹原市中央五丁目 6 - 2 8	0846 (22) 2276
三 原 市	723-8601	三原市港町三丁目 5 - 1	0848 (67) 6059
尾 道 市	722-8501	尾道市久保一丁目 1 5 - 1	0848 (38) 9126
府 中 市	726-8601	府中市府川町 3 1 5	0847 (44) 9152
三 次 市	728-8501	三次市十日市中二丁目 8 - 1	0824 (62) 6146
庄 原 市	727-8501	庄原市中本町一丁目 1 0 - 1	0824 (73) 1166
大 竹 市	739-0692	大竹市小方一丁目 1 1 - 1	0827 (59) 2147
東 広 島 市	739-8601	東広島市西条栄町 8 - 2 9	082 (420) 0405
廿 日 市 市	738-8512	廿日市市新宮一丁目 1 3 - 1	0829 (30) 9166
安芸高田市	731-0592	安芸高田市吉田町吉田 7 9 1	0826 (42) 5615
江 田 島 市	737-2297	江田島市大柿町大原 5 0 5	0823 (43) 1638

2 町福祉事務所

実施機関	郵便番号	所 在 地	電話番号
府 中 町	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目 5 - 1	082 (286) 3159
海 田 町	736-8601	安芸郡海田町南昭和町 1 4 - 1 7	082 (823) 9220
熊 野 町	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目 1 - 1	082 (820) 5614
坂 町	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1 - 1	082 (820) 1505
安芸太田町	731-3622	山県郡安芸太田町下殿河内 2 3 6	0826 (25) 0250
北 広 島 町	731-1595	山県郡北広島町有田 1 2 3 4	0826 (72) 7352
大崎上島町	725-0401	豊田郡大崎上島町木江 4 9 6 8	0846 (62) 0302
世 羅 町	722-1192	世羅郡世羅町本郷 9 4 7	0847 (25) 0072
神石高原町	720-1522	神石郡神石高原町小島 1 7 0 1	0847 (89) 3335

3 広島県 社会援護課 生活保護グループ

機関名	郵便番号	所 在 地	電話番号
広 島 県	730-8511	広島市中区基町 1 0 - 5 2	082 (513) 3148

4 広島市・福山市・呉市 (いずれも代表として市本庁の生活保護担当課を記載しています)

機関名	郵便番号	所 在 地	電話番号
広 島 市	730-8586	広島市中区国泰寺一丁目 6 - 3 4 保護自立支援課	082 (504) 2138
福 山 市	720-8501	福山市東桜町 3 - 5 生活福祉課	084 (928) 1066
呉 市	737-8501	呉市中央四丁目 1 - 6 生活支援課	0823 (25) 3105